平成２３年（フ）第４４０号
埼玉県桶川市南２丁目７番13号　桶川中央マンション201号
債務者　植木　光文
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４１号
埼玉県桶川市南２丁目７番13号　桶川中央マンション201号
債務者　植木千枝子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４５６号
埼玉県新座市馬場４丁目１番３号　株式会社アライ第二社員寮202号室
債務者　近藤　和彦
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４５９号
埼玉県幸手市栄６番６―309号
債務者　白倉くみ子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４６９号
埼玉県和光市南２丁目１番12号305　南大和団地
債務者　溝上　羊子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４７８号
さいたま市北区大成町４丁目416番地23、旧住所千葉県松戸市常盤平双葉町17番地の１
債務者　松澤　　勇
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
埼玉県川口市上青木６―17―１　メゾンプレーンＡ202、住民票上の住所さいたま市緑区大字高畑911番地３
債務者　新盛　浩二
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
福井県大飯郡おおい町名田庄納田終第69号６番地
債務者　小谷　和宏
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第７６号
山梨県甲府市和戸町766番地
債務者　小澤　千之
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
山梨県笛吹市一宮町竹原田297番地４
債務者　雨宮惠津子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
山梨県韮崎市下祖母石2144番地３　ひまわりハイムＢ―201
債務者　藤原　敏男
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
山梨県甲府市大里町134番地２アーク大里２号館106号
債務者　鷲野　聖二
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
山梨県甲府市伊勢４丁目36番９号
債務者　林　　勇
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
山梨県甲斐市名取776番地３
債務者　名執　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９号
長野県松本市石芝３丁目２番13号　畔上ハイツ202
債務者　藤原　由佳
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５３号
長野県塩尻市大字宗賀69番地11　北２号
債務者　鹿島　美和
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第８６号
長野県松本市大字寿豊丘146番地
債務者　宮坂すみ子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで長野地方裁判所松本支部